

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

東北（青森）国民年金 事案 1865

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から同年12月まで

申立期間については、義父が婦人会の集金人に家族の国民年金保険料と一緒に私の分も納付したので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、国民年金の被保険者資格を取得した昭和48年10月8日から厚生年金保険の被保険者資格を取得した平成6年4月1日までの期間において、申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人は、申立人の義父が婦人会の集金人に家族の国民年金保険料と一緒に申立人の申立期間の保険料も納付したと述べているところ、申立人の義母及び夫に係るA町の国民年金被保険者台帳並びに義父のオンライン記録によれば、申立期間の保険料は納付済みと記録されている上、申立人の義父母及び夫は、国民年金被保険者期間において保険料の未納は無く、義父の国民年金に対する意識の高さがうかがえることから、申立人の申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳によれば、昭和48年10月から49年3月までの印紙検認欄に*の押印があるところ、申立人に係るA町の国民年金被保険者台帳によれば、当該期間のうち、同年1月から同年3月までの期間は国民年金保険料が納付済みと記録されているものの、申立期間は未納と記録されているが、申立人の義父母及び夫が所持する国民年金手帳によれば、昭和48年度の印紙検認記録欄には申立人の手帳と同様

に*の押印があるところ、前述のとおり当該3人については申立期間の保険料は納付済みと記録されていることから、申立人の申立期間の保険料も納付されたとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の有限会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年7月15日、同年12月15日及び16年7月15日は60万円、同年12月16日は58万5,000円、17年12月15日は58万6,000円、18年12月20日は42万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月15日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年7月15日
④ 平成16年12月16日
⑤ 平成17年12月15日
⑥ 平成18年12月20日

有限会社Aから支給された賞与の一部が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③から⑥までについて、B銀行から提出された申立人に係る取引推移一覧表により、有限会社Aからの振込記録が確認できるところ、当該振込日は、年金事務所において複数の同僚の標準賞与額の記録が職権により訂正された際に提出された賞与明細書から確認できる賞与振込日と一致することから、申立人は、申立期間③から⑥までにおいて同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

申立期間①及び②について、前述の賞与明細書から有限会社Aにおける

賞与支給日であることが確認できるところ、B銀行から提出された申立人に係る取引推移一覧表では、保存期限経過により同社からの振込記録は確認できないものの、C市から提出された申立人に係る給与支払報告書等から判断すると、申立人は申立期間①及び②において、同社からそれぞれ平成16年7月及び同年12月と同額の賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、前述の賞与明細書及び給与支払報告書により、申立人は申立期間①から⑥までについて、厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、前述の賞与明細書によると、申立期間④、⑤及び⑥については、当時の適正な厚生年金保険料率（それぞれ139.34/1000、142.88/1000及び146.42/1000）ではなく、改定前の厚生年金保険料率（それぞれ135.8/1000、139.34/1000及び139.34/1000）による保険料が控除されていることから、申立人についても同様に、各申立期間において改定前の厚生年金保険料率による保険料が事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記取引推移一覧表に記載されている振込額等を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年7月15日、同年12月15日及び16年7月15日は60万円、同年12月16日は58万5,000円、17年12月15日は58万6,000円、18年12月20日は42万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成19年6月15日は1万円、同年12月17日は20万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月15日
② 平成19年12月17日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人に係る預金口座取引履歴等により、申立人は、平成19年6月15日は1万円、同年12月17日は20万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役には照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①及び②に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（岩手）厚生年金 事案 3398

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月31日から同年4月1日まで

私は、A株式会社の事業所に昭和35年7月から53年8月まで継続して勤務していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の回答、同僚の証言及び申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和50年4月1日にA株式会社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和50年2月の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和50年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 23 年 2 月 25 日

私は、昭和 53 年 4 月から現在まで株式会社Aに勤務し、厚生年金保険に加入しているが、申立期間に係る賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録について、株式会社Aから提出された賞与明細書により、申立人は、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、株式会社Aの商業登記簿により、申立人は申立期間以前に同社の取締役就任していることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「私は、申立期間及び取締役就任期間においても、社会保険関係の事務及び給与計算等の経理事務には関与していなかった。」と述べている上、株式会社Aも同様の趣旨を述べていることから、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生

年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたが、当該賞与に係る届出を行っておらず、控除した厚生年金保険料を年金事務所に納付していなかったと認めていることから、年金事務所は、申立人の主張する申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 23 年 2 月 25 日

私は、昭和 57 年 12 月から現在まで株式会社Aに勤務し、厚生年金保険に加入しているが、申立期間に係る賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録について、株式会社Aから提出された賞与明細書により、申立人は、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、株式会社Aの商業登記簿により、申立人は申立期間以前に同社の取締役就任していることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「私は、申立期間及び取締役就任期間においても、社会保険関係の事務及び給与計算等の経理事務には関与していなかった。」と述べている上、株式会社Aも同様の趣旨を述べていることから、

申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたが、当該賞与に係る届出を行っておらず、控除した厚生年金保険料を年金事務所に納付していなかったと認めていることから、年金事務所は、申立人の主張する申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月22日から同年7月1日まで

私は、昭和59年4月2日から平成23年3月末日まで、A株式会社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、A株式会社から提出された職員名簿及び辞令原簿並びに同社の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（A株式会社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、職員名簿によると平成5年4月1日、辞令原簿によると同年5月1日にA株式会社本社から同社B事業所へ異動した旨記載されているところ、オンライン記録及び同社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の同社B事業所における資格取得日は同年7月1日となっていることから、同社本社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成5年5月のオンラインの記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、A株式会社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3403

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和63年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月1日から同年12月1日まで

私は、B株式会社に勤務していたが、同社がA株式会社に社名変更した昭和63年11月1日から同年12月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。

社名は変わっても勤務地に変更は無く継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録において、申立人と同様に、昭和63年11月1日にB株式会社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、かつ、同年12月1日にA株式会社において被保険者資格を取得していることが確認できる同僚から提出された給与明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録のA株式会社における昭和63年12月の記録から15万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A株式会社が厚生年金保険の適用事業

所となったのは昭和 63 年 12 月 1 日であり（平成 22 年 6 月 11 日付けで昭和 63 年 11 月 1 日に変更）、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、A 株式会社に係る法人登記簿によれば、同社は昭和 63 年 10 月 8 日に設立された法人事業所であることが確認できることから、申立期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 株式会社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 63 年 11 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA株式会社B事業所（現在は、C株式会社D事業所）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和39年12月6日であると認められることから、申立期間①に係る資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社E事業所（適用事業所名は、A。現在は、C株式会社F事業本部）における資格喪失日に係る記録を昭和40年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社E事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年5月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月5日から同年12月6日まで
② 昭和40年1月31日から同年2月1日まで
③ 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和29年4月1日にA株式会社に入社し、C株式会社と合併後も継続して勤務していたが、各申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

会社の合併や転勤はあったが、勤務は継続しており、厚生年金保険料も控除されていたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の被保険者記録、C株式会社F事業本部の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人は、当該期間においてA株式会社B事業所に勤務していたことが認められることから、同社B事業所における資格喪失日を昭和39年12月6日に訂正することが必要である。

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録、C株式会社F事業本部の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和40年2月1日にA株式会社E事業所から同社B事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A株式会社E事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失時の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、雇用保険の被保険者記録、C株式会社F事業本部の回答及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、当該期間においてA株式会社E事業所に勤務していたことが認められる。

また、C株式会社本社及び同社F事業本部は、「当時の資料が無いため確認できないが、資格得喪日の届出に誤りがあったと思われる。」旨回答しており、上記同僚のうち一人は、「当時、給与の締め日が20日であり、その時点で厚生年金保険料が控除されていたはずだ。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、A株式会社E事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和40年6月の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについて

は、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、平成15年8月25日は62万円、同年12月12日は59万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成15年12月12日

A株式会社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。各申立期間について、賞与明細書を提出するので、申立期間①及び②の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された「2003年夏季賞与明細書」によると、申立人がA株式会社から62万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、62万円とすることが妥当である。

また、賞与の支給日については、当時の事務担当者及び同僚の証言から判断すると、平成15年8月25日とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人から提出された「2003年冬季賞与明細書」によると、申立人がA株式会社から59万3,600円の賞与の支払を受け、当該賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人は、「申立期間②の賞与が振り込まれたのは平成17年9月9日だった。」としているところ、申立人が提出した預金通帳によると、

A株式会社が破産宣告を受けた後の平成 17 年 9 月 9 日に「ハサンシャ A」から振り込まれた金額は、上記賞与明細書に記載のある総支給額から厚生年金保険料等を控除した後の差引支給額と同額であることが確認できることから、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については 59 万 3,000 円とすることが妥当である。

また、賞与の支給日については、同僚の証言及びオンライン記録により、A株式会社に係る賞与支給日は毎年 12 月の第 2 金曜日であることが確認できることなどから判断すると、平成 15 年 12 月 12 日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3406

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和45年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月10日から同年5月1日まで

私は、昭和45年2月にA株式会社に入社し、同社における研修が終了した後、関連会社であるB株式会社に異動となり、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するB株式会社に係る平成13年分退職所得の源泉徴収票特別徴収票（以下「源泉徴収票」という。）によると、申立人の就職年月日は昭和45年2月5日、退職年月日は平成13年3月30日であることが確認できる上、申立人と一緒にA株式会社において研修を受けた後、B株式会社で勤務していたとする同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（A株式会社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については不明であるものの、源泉徴収票及び前述の同僚の証言から、申立人は、申立期間においてB株式会社に勤務していたことが推認できるところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和45年5月1日であることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格は、本来、同日までA株式会社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における事業所別被保険者名簿の被保険者資格喪失時（昭和45年4月10日）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A株式会社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の同社における資格喪失年月日が昭和45年4月10日と記載されていることが確認できることから、事業主は同日を申立人の同社における資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3407

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社BのC事業所）における平成15年12月12日の標準賞与額の記録を61万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

年金記録を確認したところ、A株式会社から平成15年12月に支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が無かった。賞与は毎年6月と12月に支払われており、厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社BのC事業所から提出されたD健康保険組合が保管する申立人に係る「D健保【H15.12月賞与】情報開示データ」における賞与支給額の記録、同健康保険組合の回答及びE企業年金基金の記録における賞与標準給与金額の記録から、申立人は、平成15年12月12日にA株式会社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、同僚が所持する賞与明細書において当該期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、株式会社BのC事業所は、平成15年12月12日に申立人に対して賞与を支給し、当該賞与から標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の標準賞与額については、株式会社BのC事業所及びD健康保険組合の回答並びにE企業年金基金の賞与標準給与金額の記録から

61万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成20年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年11月16日から同年12月31日まで
② 平成19年12月31日から20年1月1日まで

申立期間①について、私は株式会社Aに勤務し、平成19年11月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得したが、私が所持する同社の給与明細書で確認できる厚生年金保険料が、国の記録で確認できる標準報酬月額に基づく保険料よりも高い金額となっているので、控除された保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②について、平成20年1月1日から夫の被扶養者になるために、株式会社Aの事務担当者に厚生年金保険被保険者資格を喪失したい旨説明し、手続をしてもらったが、国の記録によると、申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

私が所持する株式会社Aの給与明細書では、申立期間②の給与から厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する株式会社Aの給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aの事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人が所持する給与明細書、株式会社Aの回答及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間②において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を平成19年12月31日と誤って社会保険事務所に届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①については27万4,000円、申立期間②については28万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成20年7月25日

申立期間①及び②に支給された賞与について、事業主が当該賞与支払届を、国の厚生年金保険料徴収権の時効成立後の平成24年12月25日に提出したため、年金記録に反映されていないので、年金記録に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された申立人に係る平成19年7月分及び20年7月分の諸給与支払内訳明細書から、申立人は、申立期間①及び②において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、

有限会社Aの商業法人登記簿によると、申立人は申立期間①及び②において同社の取締役就任していることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「私は、有限会社Aにおいて、B業務担当の班長であり、社会保険関係の事務には関与していない。」としている上、有限会社Aは、申立人はB業務監理の班長であり、社会保険事務への関与は無いとしていることから、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は27万4,000円、申立期間②は28万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与支払届を提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①については27万4,000円、申立期間②については28万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成20年7月25日

申立期間①及び②に支給された賞与について、事業主が当該賞与支払届を、国の厚生年金保険料徴収権の時効成立後の平成24年12月25日に提出したため、年金記録に反映されていないので、年金記録に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された申立人に係る平成19年7月分及び20年7月分の諸給与支払内訳明細書から、申立人は、申立期間①及び②において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、

有限会社Aの商業法人登記簿によると、申立人は申立期間①及び②において同社の取締役就任していることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「私は、有限会社Aにおいて、B業務担当の責任者であり、社会保険関係の事務には関与していない。」としている上、有限会社Aは、申立人はB業務監理の班長であり、社会保険事務への関与は無いとしていることから、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は27万4,000円、申立期間②は28万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与支払届を提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①については27万4,000円、申立期間②については28万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成20年7月25日

申立期間①及び②に支給された賞与について、事業主が当該賞与支払届を、国の厚生年金保険料徴収権の時効成立後の平成24年12月25日に提出したため、年金記録に反映されていないので、年金記録に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された申立人に係る平成19年7月分及び20年7月分の諸給与支払内訳明細書から、申立人は、申立期間①及び②において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、

有限会社Aの商業法人登記簿によると、申立人は申立期間①及び②において同社の取締役就任していることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「私は、有限会社Aにおいて、B業務担当の責任者であり、社会保険関係の事務には関与していない。」としている上、有限会社Aは、申立人はB業務監理の班長であり、社会保険事務への関与は無いとしていることから、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は27万4,000円、申立期間②は28万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与支払届を提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3414

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については20万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月28日

私は、平成19年4月にA社が運営するB事業所に勤務したが、申立期間の標準賞与額の記録が無い。

申立期間の賞与は、何回かに分けて支払われていたが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る流動性取引履歴明細表によれば、申立人の預金口座に平成19年12月28日から20年4月30日までの期間に計5回にわたり賞与が振り込まれていることが確認できる。

また、A社B事業所の元事業主は、申立人と同様にA社が運営する事業所から賞与の支払を受けたとする複数の同僚が、申立期間に係る標準賞与額について年金記録確認C地方第三者委員会（当時）に申立てを行った際の照会に対し、賞与を5回に分割して振り込んだと回答していることから、上記流動性取引履歴明細表において確認できる賞与は、A社B事業所から振り込まれた平成19年12月分の賞与であることが認められる。

さらに、前述の複数の同僚が提出した賞与支払明細書及びA社が提出した平成19年分賃金台帳又は支給控除一覧表において、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、前述の複数の同僚のうちの一人が提出した預金通帳の写しにより確認できる5回に分割されて振り込まれている賞与の合計金額は、前述

の賞与支払明細書等で確認できる差引支給額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の流動性取引履歴明細表から算出した賞与支給額及び保険料控除額から、20万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B事業所の元事業主は、厚生年金保険被保険者全員に平成19年12月分の賞与を支給した旨回答しているところ、オンライン記録によると、当初、申立期間において同事業所の被保険者全員に賞与の記録が無かったことが確認できることから、事業主は当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（福島）国民年金 事案 1864

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から63年12月まで
年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の国民年金保険料を納付した事実は確認できないとの回答をもらった。

しかし、毎年、年末に私の妻が付加保険料を含めた1年分の国民年金保険料をA村（現在は、B市）の役場で納付していたはずなので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎年、年末に申立人の妻がA村役場へ出向き、1年分の国民年金保険料をまとめて納付していたと主張しているところ、申立人の妻は、申立期間に係る保険料の納付金額は毎年12万円ほどと記憶しているが、当該金額は申立期間当時の保険料の金額と相違している。

また、申立人に係るA村の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立期間（国民年金被保険者台帳については、オンライン記録に移行する前の昭和59年4月から60年3月までの期間）は未納期間となっていることが確認できる。

さらに、申立人に係る戸籍の附票によれば、申立人がA村以外に住所を異動した形跡は無く、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（山形）国民年金 事案 1866（山形国民年金事案 174 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 43 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 43 年 9 月まで

前回の申立てにおいて、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けたが、私は、昭和 45 年 5 月頃に A 市役所旧庁舎へ出向き、申立期間に係る国民年金保険料を特例納付したことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

また、申立期間のうち、B 共済組合の組合員期間と重複している昭和 40 年 2 月から同年 7 月までの期間並びに厚生年金保険の被保険者期間と重複している同年 9 月から同年 12 月までの期間及び 42 年 4 月から 43 年 9 月までの期間については、納付済みの国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立期間（昭和 38 年 1 月から 43 年 8 月まで）に係る申立てについては、i) 申立人は、A 市役所の窓口で特例納付により国民年金保険料を納付したと主張しているが、制度上、特例納付に係る保険料は、同市役所では収納できない上、こうした取扱いに反して、同市が特例納付に係る保険料の収納をしていた事実は確認できないこと、ii) 国（厚生労働省）の記録及び申立人が所持する国民年金手帳によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市で昭和 45 年 4 月頃に払い出されたものとみられ、国民年金被保険者資格を 43 年 9 月 1 日に遡って取得したものと推認できるところ、当該資格取得日は同市の国民年金被保険者名簿の記録と一致していること、iii) 申立人は、同市に住所を異動した翌年に当たる 44 年に同市役所から特例納付の案内書と納付書が送付されてきたと主張しているが、第 1 回特例納付に係る法律の規定（昭和 44 年改正法附則 13 条）は、昭和

44年12月10日に公布されており、対象者への個別の周知及び納付勧奨が同年中に行われることは、行政実務上考え難いこと、iv) 申立人は、同市役所旧庁舎2階にあった「年金課」において特例納付をしたと主張しているが、申立期間当時、国民年金課は同市役所旧庁舎の1階にあったことが確認でき、申立てと相違していることなどから、申立人に対し、既に年金記録確認C地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成20年11月12日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「前回の申立てにおいて、申立期間に係る国民年金保険料を特例納付したA市役所旧庁舎内の年金課窓口は、同庁舎2階に設置されていたと述べたが、同庁舎の地階出入口から入庁すると、同課はその上階に当たることから、これまで思い違いをしており、正しくは1階であった。」として、年金課窓口の設置場所を記載した略図を提出してこれまでの主張を修正するとともに、自身の国民年金加入手続をする前にA市から特例納付の案内書及び納付書が届いたため、加入手続後となる昭和45年5月頃に、当該納付書等を持参して同市の年金課で申立期間に係る国民年金保険料を特例納付していたとし、また、申立人は、国民年金と厚生年金保険の被保険者期間の重複判明により、平成12年に国民年金被保険者資格取得日が昭和43年9月1日から同年10月1日に訂正されたことにより、国民年金の未加入期間となった同年9月を前回の申立期間に追加して再申立てしている。

しかしながら、前述のとおり、制度上、特例納付に係る国民年金保険料は市役所では収納できない上、こうした取扱いに反して、当時、A市が特例納付に係る保険料の収納をしていた事実は確認できず、前述の略図は、年金記録確認C地方第三者委員会の決定を変更すべき新たな資料や周辺事情とは認められない。

また、申立人が所持する領収証書によれば、申立人は、昭和43年9月から45年3月までの国民年金保険料を46年3月5日に過年度納付していることが確認できるところ、オンライン記録によれば、43年9月の保険料は、前述の厚生年金保険被保険者期間との重複判明により、平成12年10月に還付されており、これ以外に当該月の保険料が第1回特例納付により納付された形跡は見当たらない。

そのほか、年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1867

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から49年6月まで
② 昭和49年10月から同年12月まで

私は、申立期間前後の国民年金保険料を不定期に納付していた。申立期間の保険料についても不定期で納付したことが考えられるが、記憶が定かではなく、納付しようとして努力していたことを記憶している。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び申立人が所持する国民年金保険料の納付書・領収証書によれば、申立人は、昭和44年1月から47年9月までの保険料を第2回特例納付により50年12月26日に納付していることが確認できるところ、当該納付時点で、申立期間①の大半の期間及び申立期間②に係る保険料は特例納付又は過年度納付により納付が可能であるものの、前述の国民年金被保険者台帳等には当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる記載は見当たらない。

また、申立期間①及び②に係る国民年金保険料は、第3回特例納付において納付することが可能であったものの、前述の被保険者台帳等によれば、第3回特例納付において、申立期間①及び②に係る保険料が納付されたことをうかがわせる記載は見当たらない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間②の直後の昭和50年1月から51年3月までに係る国民年金保険料は、52年3月29日に過年度納付されていることが確認できるところ、当該期間

に係る保険料が納付された時点で、申立期間①及び②に係る保険料は、時効により納付することができないことから、申立人は、当該納付日時点において、納付が可能であった期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付時期、納付方法及び納付金額に関する記憶が定かでなく、保険料の納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（岩手）国民年金 事案 1868

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年10月まで

私は、昭和38年頃にA県B市役所で国民年金の加入手続を行い、46年から55年頃までの間に申立期間を含む未納期間の国民年金保険料を3回にわたり、C県D町の農協窓口で納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号はB市において昭和38年10月10日に払い出されたことが確認できる上、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）、D町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人の被保険者資格取得日はいずれも37年11月1日となっていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は38年10月頃に行われたものとみられ、37年11月1日に遡って被保険者資格を取得したことが推認できる。これらのことから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、前述のD町の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によれば、申立人は、申立期間直後の昭和37年11月から38年3月までの国民年金保険料を第3回特例納付実施期間（昭和53年7月から55年6月まで）中の昭和54年2月28日に一括納付したことが確認できるものの、申立期間の保険料を納付した形跡は見当たらない。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年

金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（青森）国民年金 事案 1869

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から平成 3 年 3 月まで

私は、申立期間当時、A 県 B 市から住民票を異動せずに C 県に住んでおり、同県内に所在した大学に在学していた。私が 20 歳になったとき、母親と相談の上、国民年金に加入することとし、母親が私の国民年金の加入手続を B 市役所で行い、それ以降の国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、B 市から住民票を異動せずに C 県に住んでおり、同県内に所在した大学に平成 3 年 3 月まで在学していたが、20 歳になったときに申立人の母親が B 市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付してくれていたと述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、申立人が 20 歳になってから約 4 年後の平成 3 年 12 月 19 日に同市で払い出されていることが確認でき、この頃、申立人の国民年金の加入手続が行われたものと考えられることから、申立人の主張と相違している。

また、上記国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立人は、申立期間直後の平成 3 年 4 月 1 日に遡及して国民年金被保険者資格を取得したことがオンライン記録により推認できるが、これは申立人が申立期間当時、国民年金の任意加入対象者である大学生であったことによるものと考えられることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

なお、オンライン記録によれば、前述の国民年金被保険者資格取得に係

る記録（平成3年4月1日）は、厚生年金保険被保険者期間との重複により、平成4年6月3日に取り消されている上、還付整理簿によれば、平成3年度分の国民年金保険料は、平成4年7月30日に誤適用者との理由で還付決議されていることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情は見当たらず、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（岩手）国民年金 事案 1870

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、申立期間当時、A 県 B 町（現在は、C 市）から住民票の異動をせずに D 県 E 市に住んでおり、同市に所在した F 学校に在学していた。私が 20 歳になった頃、父親から、「私が国民年金保険料を納付してやる。就職してからは自分で納付しなさい。」と言われた。

父親は亡くなっているため詳細は不明だが、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、F 学校に在学していた昭和 39 年 4 月頃、申立人の父親が、B 町役場で申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらず、申立人が国民年金に加入した形跡がうかがえないことから、申立人の父親が申立期間に係る保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、加入手続き及び保険料の納付状況を確認することができない上、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑩までについて、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 3 日から 44 年 5 月 10 日まで
② 昭和 44 年 5 月 10 日から 45 年 11 月 25 日まで
③ 昭和 46 年 1 月 2 日から同年 3 月 11 日まで
④ 昭和 46 年 5 月 1 日から同年 12 月 11 日まで
⑤ 昭和 48 年 10 月 6 日から 49 年 9 月 9 日まで
⑥ 昭和 49 年 10 月 2 日から 50 年 10 月 21 日まで
⑦ 昭和 51 年 1 月 9 日から 58 年 12 月 29 日まで
⑧ 昭和 63 年 6 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
⑨ 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 1 月 21 日まで
⑩ 平成 6 年 2 月 1 日から 9 年 1 月 27 日まで

申立期間①から⑩までに係る船員保険の標準報酬月額は、支給されていた給与額よりも低額となっているので、船員保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間に係る船舶所有者である有限会社Aは、「申立期間当時の関係資料は残っておらず、船員保険料控除等については分からない。」旨回答していることから、申立人の申立期間①に係る報酬月額及び船員保険料の控除額を確認することができない。

また、申立人が所持する船員手帳に記載されている船舶Bの船長及び当該船舶に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間①当時、申立人と一緒に乗船していたと考えられ、所在の確認できた同僚一人の合計二人に照会したが、回答が得られなかったことから、申立期間①当時の船員保険料

控除等について確認することができない。

さらに、申立人の船員保険被保険者台帳に記録されている申立期間①に係る標準報酬月額と有限会社Aの船員保険被保険者名簿に記録されている申立人の標準報酬月額は一致しており、当該記録はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、当該被保険者名簿により確認できる申立人と同じ職務（C担当）であった同僚一人の申立期間①における標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

申立期間②について、当該期間に係る船舶所有者であったD株式会社は、既に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっており、商業登記簿により確認できた事業主に照会したところ、「昭和53年の社屋火災により船員保険に関する資料は焼失した。」旨回答していることから、申立人の申立期間②に係る報酬月額及び船員保険料の控除額を確認することができない。

また、申立人の船員保険被保険者原票に記録されている申立期間②に係る標準報酬月額と申立人の船員保険被保険者台帳に記録されている標準報酬月額は一致しており、当該記録はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が所持する船員手帳に記載されている船舶Eの船長及び当該船舶に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間②当時、申立人と一緒に乗船していたと考えられ、所在の確認できた同僚4人の合計5人に照会し、2人から回答があったところ、同船舶の船長であった者は、「職務により標準報酬月額が決まっていた。」旨述べており、同船舶に係る船舶台帳によれば、職務ごとの標準報酬月額は、同船舶の船員保険被保険者名簿により確認できる同僚11人及び申立人のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

申立期間③及び④について、当該期間に係る船舶所有者であった株式会社Fは、既に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっている上、同社は破産しており、オンライン記録において事業主が特定できないことから、申立人の申立期間③及び④に係る報酬月額及び船員保険料の控除額を確認することができない。

また、申立人が所持する船員手帳に記載されている船舶Gの船長及び当該船舶に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間③及び④当時、申立人と一緒に乗船していたと考えられ、所在の確認できた同僚4人の合計5人に照会し、3人から回答があったが、申立期間③及び④当時の給与明細書等を所持している者はおらず、標準報酬月額についても、全員が分からないと回答している。

さらに、申立人の船員保険被保険者原票に記録されている申立期間③及び④に係る標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致してい

ることが確認できる。

加えて、船員保険被保険者原票により確認できる申立人と同じ職務（C担当）であった同僚6人の申立期間③及び④における標準報酬月額、申立人の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

申立期間⑤について、当該期間に係る船舶所有者であったH株式会社は、既に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっている上、同社は解散しており、商業登記簿により確認できた事業主に照会したが、回答が得られないことから、申立人の申立期間⑤に係る報酬月額及び船員保険料の控除額を確認することができない。

また、申立人が所持する船員手帳に記載されている船舶Iの船長及び当該船舶に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間⑤当時、申立人と一緒に乗船していたと考えられ、所在の確認できた同僚4人の合計5人に照会し、3人から回答があったが、申立期間当時の給与明細書等を所持している者はおらず、標準報酬月額についても、全員が分からないと回答している。

さらに、申立人の船員保険被保険者原票に記録されている申立期間⑤に係る標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、申立人と同じ職務（C担当）であった同僚二人の申立期間⑤における標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

申立期間⑥について、当該期間に係る船舶所有者Jは、既に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっているところ、照会に対する回答によれば、「平成13年に廃業し、申立期間当時の船舶所有者K及び事務担当者は既に亡くなっており、書類は一切残っていない。」としていることから、申立人の申立期間⑥に係る報酬月額及び船員保険料の控除額を確認することができない。

また、申立人が所持する船員手帳に記載されている船舶Lの船長及び当該船舶に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間⑥当時、申立人と一緒に乗船していたと考えられ、所在の確認できた同僚5人の合計6人に照会し、3人から回答があったが、そのうち2人は、標準報酬月額については分からないと回答しており、当該船舶の船長であった者は、標準報酬月額について、「支給されていた給与と比較して低額だった。自分の標準報酬月額は20万円となっているが、実際の手取り額は漁期終了時に漁獲金があり、合わせると年間300万円以上はあったと思う。」旨回答しているが、申立期間⑥当時の給与明細書等を所持していないことから、給与の支給額及び船員保険料の控除額を確認することができない。

さらに、申立人の船員保険被保険者原票に記録されている申立期間⑥に

係る標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、申立人と被保険者期間が同じで、職務（C担当）も同じであった同僚二人の申立期間⑥における標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

申立期間⑦について、当該期間に係る船舶所有者であったM株式会社は、既に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっている上、同社は破産していることから、商業登記簿により確認できた事業主に照会したところ、「申立期間当時の船員保険料控除が分かる資料は残っていない。」旨回答していることから、申立人の申立期間⑦に係る報酬月額及び船員保険料の控除額を確認することができない。

また、申立人が所持する船員手帳に記載されている船舶Nの船長2人及び当該船舶に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間⑦当時、申立人と一緒に乗船していたと考えられ、所在の確認できた同僚7人の合計9人に照会し、7人から回答があったが、申立期間⑦当時の給与明細書等を所持している者はおらず、標準報酬月額についても、全員が分からないと回答している。

さらに、M株式会社の申立期間⑦に係る申立人の船員保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、申立人と同じ職務（C担当）であった同僚4人の申立期間⑦における標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とほぼ同額となっていることが確認できる。

申立期間⑧について、当該期間に係る船舶所有者であったO株式会社は、既に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっており、商業登記簿により確認できた事業主に照会したところ、「申立期間当時の船員保険料控除が分かる資料は残っていない。」旨回答していることから、申立人の申立期間⑧に係る報酬月額及び船員保険料の控除額を確認することができない。

また、申立人が所持する船員手帳に記載されている船舶Pの船長及び当該船舶に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間⑧当時、申立人と一緒に乗船していたと考えられ、所在の確認できた同僚7人の合計8人に照会し、5人から回答があったところ、標準報酬月額については、支給された給与とほぼ同額だったと回答した者が2人、支給された給与より低額だったと回答した者が1人、分からないと回答した者が2人であったが、申立期間⑧当時の給与明細書等を所持している者はおらず、給与の支給額及び船員保険料の控除額を確認することができない。

さらに、O株式会社の申立期間⑧に係る申立人の船員保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致

していることが確認できる。

加えて、申立期間⑧に係る申立人の職務はQ担当であったところ、申立人の標準報酬月額がC担当であった同僚の標準報酬月額より高額となっていることが確認できる。

申立期間⑨について、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額について、申立人が所持する源泉徴収票に記載されている給与の額は、オンライン記録における標準報酬月額の合計額より高額となっているので訂正してほしいと主張しているところ、申立人から提出された平成5年分給与所得の源泉徴収票に記載されている給与の支払金額は、オンライン記録における同年の標準報酬月額の合計額より高額であることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された平成4年分給与所得の源泉徴収票によれば、「社会保険料等の金額 121,950 円」と記載されており、この金額は、申立人のオンライン記録の標準報酬月額 30 万円に基づいて算出される船員保険料の本人負担分と一致している。

また、上記平成5年分給与所得の源泉徴収票によれば、「社会保険料等の金額 487,800 円」と記載されており、この金額は、標準報酬月額 30 万円に基づいて算出される船員保険料の本人負担分と一致しているところ、申立人のオンライン記録における同年1月から同年12月までの標準報酬月額は32万円となっていることが確認できる。

さらに、申立期間⑨に係る船舶所有者Rは、既に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっているところ、照会に対する回答によれば、「船員保険に関する資料は残っていない。」としていることから、申立人の申立期間⑨に係る報酬月額及び船員保険料の控除額を確認することができない。

加えて、申立人が所持する船員手帳に記載されている船舶Sの船長及び当該船舶に係るオンライン記録により、申立期間⑨当時、申立人と一緒に乗船していたと考えられ、所在の確認できた同僚4人の合計5人に照会し、2人から回答があったが、いずれも申立期間⑨当時の給与明細書等を所持しておらず、標準報酬月額についても、分からないと回答している。

申立期間⑩について、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額について、申立人が所持するT漁精算明細書及びU市発行の平成8年中の市民税・県民税（所得・課税）証明書に記載されている収入金額は、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額の合計額より高額となっているので訂正してほしいと主張しているところ、申立人から提出された同明細書に記載されている収入金額及び同証明書に記載されている給与収入の額は、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額の合計額より高額であることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された申立期間⑩の一部期間（平成8年2月から9年1月まで）に係る上記明細書によれば、控除金額「保険料

580,770 円」と記載されており、この金額は、申立人のオンライン記録の標準報酬月額に基づいて算出される船員保険料の本人負担分と一致している。

また、申立人から提出された上記証明書によれば、「社会保険料控除 640,425 円」と記載されており、この金額は、申立人のオンライン記録の標準報酬月額に基づいて算出される船員保険料の本人負担分と一致している。

さらに、申立期間⑩に係る船舶所有者であるV株式会社は、「災害で資料が流失し、当時の担当者も亡くなった。」旨回答しており、船員保険料控除等についても全く分からないとしていることから、申立人の申立期間⑩に係る報酬月額及び船員保険料の控除額を確認することができない。

このほか、申立期間①から⑩までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑩までについて、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 8 月から 53 年 3 月まで A 事業所に B 職として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A 事業所を運営していた有限会社 C（法人登記上は、D 有限会社）の現在の事業主及び申立人の上司であった者の証言並びに申立人から提出された在籍証明書により、申立人が有限会社 C に勤務していたことは推認できる。

また、前記の二人は、「申立人は、D 有限会社が法人として設立された昭和 50 年 5 月以降に厚生年金保険に加入したと思う。私の有限会社 C における厚生年金保険の加入記録は同年 8 月からとなっているため、申立人も私と同様に同年 8 月から同社において厚生年金保険に加入していたと思う。」旨証言している。

しかしながら、有限会社 C は、平成 11 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主は、「申立期間当時の関連資料は見当たらず、詳細については不明である。」旨証言していることから、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等を得ることができない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間当時、有限会社 C に勤務していたことが確認できる者に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について照会したが、申立人の主張を裏付ける具体的

な証言を得ることができなかった。

さらに、申立期間における有限会社Cの健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無く、申立人の記録は見当たらない上、申立人及びその上司が、A事業所において申立人と一緒にB職として勤務した者として名前を挙げている複数の同僚（姓のみの者を含む。）についても、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（山形）厚生年金 事案 3397

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 1 日から 37 年 9 月 1 日まで
② 昭和 37 年 9 月 5 日から平成 2 年 1 月 24 日まで

申立期間①について、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、支給されていた給与額よりも低額である。

申立期間②について、B有限会社に勤務していた期間の標準報酬月額が、支給されていた給与額よりも低額である。

各申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A事業所における当該期間に係る標準報酬月額について、支給されていた給与額よりも低額であると主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間①当時、A事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 11 人のうち、所在が確認できた 8 人に照会したところ、回答があった 6 人のうち 4 人は、同事業所から支給された給与額と厚生年金保険の標準報酬月額との比較について、「大体合っていると思う。」又は「疑問には思わない。」旨証言している。

また、照会に対して回答があった同僚 6 人のうち 3 人の証言によると、A事業所の事業主は既に亡くなっており、同事業所も閉鎖していることから申立人の給与額及び厚生年金保険料の控除額について確認することはできないが、当該 3 人のうち 2 人及び回答があった別の 1 人は、「A事業所

はC業種の事業所であり、社会保険事務所（当時）に対し、正しい届出をしていたと思う。」旨証言している。

さらに、申立人の申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額は一致している。

なお、申立人は、申立期間①に係る給与額について、「平成 22 年 3 月頃、D年金事務所の窓口にいた職員から見せてもらった青焼きのような用紙に1万 3,000 円、1万 7,000 円などと書いてあったが、25 年 4 月に同年金事務所に行った際には、当該資料は無いと言われたので、隠蔽されたのだと思う。」旨主張しているところ、D年金事務所は、「保管している資料の中に、青焼きのような用紙に該当するものは見当たらない。」旨回答しており、申立人の主張を裏付ける関連資料等を確認することはできない。

申立期間②について、申立人は、自身が当時作成したとする昭和 37 年から 40 年までの各年の給与支給額が記載されている資料、49 年から 52 年までの期間及び 57 年から 60 年までの期間の源泉徴収票、平成元年度市・県民税特別徴収税額通知書（記載されている給与額は昭和 63 年の総支給額）並びにこれらの資料を基に作成したとする「年金記録と源泉徴収票他比較表」を提出し、各年の給与支給額を 12 で除した額が厚生年金保険の標準報酬月額を上回っていると主張している。

しかしながら、申立期間②当時は、毎年5月から7月までの平均給与額を基に、10 月から翌年 9 月までの標準報酬月額を決定しており、標準報酬月額と給与支給額は必ずしも一致するものではなく、各年の給与支給額に含まれていると思われる賞与額は標準報酬月額の算定には反映されないところ、上記資料から給与額及び賞与額の内訳は確認できないため、給与額と厚生年金保険の標準報酬月額を比較することはできない。

また、上記源泉徴収票及び市・県民税特別徴収税額通知書に記載されている社会保険料額と、オンライン記録における厚生年金保険の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料額及び健康保険料額（昭和 53 年以降は、特別保険料額を含む。）、上記資料の各年の給与支給額から算出した雇用保険料額を合算した社会保険料額はおおむね一致している上、申立期間②のうち、健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる昭和 37 年 9 月 5 日の厚生年金保険被保険者資格取得時から 62 年 10 月 1 日の定時決定までの標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録により、B 有限会社において厚生年金保険の被保険者期間が比較的長期間であった同僚 11 人に照会したところ、回答があった 6 人のうち 4 人は、同社から支給された給与額と厚生年金保険の標準報酬月額との比較について、「大体合っていると思う。」旨証言している。

加えて、商業登記簿謄本によると、B有限会社は平成7年6月30日に解散しているところ、同社の役員であった事業主の妻は、「社長だった主人は亡くなっており、会社を閉めてから随分たつので資料も全て処分してしまった。申立人は経理や社会保険業務を担当していたので、本人が一番よく分かっていると思う。」旨回答しており、照会に対して回答があった同僚6人のうちの4人も、申立人が経理及び社会保険業務を担当していたことを証言している。

なお、申立人は、申立期間②のB有限会社が発行したとする給与証明書に記載されている就職年月日が昭和37年6月28日とされていることから、申立期間①のA事業所を同年6月に退社したとしているほか、「私がA事業所を退社する際、昭和37年9月から38年9月までの分の厚生年金保険料を同事業所が納付してくれると言っていた。」旨主張しているが、A事業所の事業主及びB有限会社の事業主は、兩人とも既に亡くなっていることから申立人の主張について確認することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3401

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月から 44 年 8 月 1 日まで
② 昭和 44 年 10 月 28 日から 45 年 1 月 18 日まで

私は、申立期間①及び②において、A株式会社にアルバイトとして勤務した。

申立期間①については、B部署に所属し、C業務をしており、申立期間②については、D部署に所属し、E業務等を行っていたが、各申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

私と同様にアルバイトとして入社した元同僚は、A株式会社における厚生年金保険加入記録が確認できることから、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人はA株式会社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A株式会社は、「人事記録等関係資料は保存期限経過により廃棄したため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除については分からない。また、アルバイト採用者については、原則として厚生年金保険の加入手続はしていないが、例外者がいたかどうかは不明である。」旨回答しており、申立人の厚生年金保険の加入の取扱い及び厚生年金保険料控除についての関連資料及び具体的な証言を得ることはできない。

また、申立人は、アルバイト又は社員であった元同僚として8人の名前を挙げているところ、社員であったとする6人については、申立人が覚えているのは姓のみであり、個人を特定することができないことから所在を確認できず、アルバイトであったとする2人のうち、1人は既に死亡して

いることから申立人の勤務実態等について証言を得ることができないほか、残りの1人については、オンライン記録により、A株式会社における厚生年金保険の加入記録が確認できるが、同人からは申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について具体的な証言は得られなかった。

さらに、A株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間内に同社の厚生年金保険の加入記録が確認できる者で所在の確認できた35人に照会したところ、27人から回答があり、そのうち雇用形態が正社員以外（アルバイト、準社員及び契約社員）との回答があった20人について、各人の記憶する自らの勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間を照会した結果、一致しない者が15人確認できることから、同社では、申立期間①及び②当時、必ずしも全ての者を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人のA株式会社における雇用保険の被保険者記録は見当たらない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①及び②に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

その上、F健康保険組合は、「申立期間に係る関係資料等は保存期限経過のため、確認できない。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3408（宮城厚生年金事案 1541 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 27 日から 42 年 12 月 28 日まで
私は、昭和 39 年 3 月から 42 年 12 月まで A 株式会社（現在は、B 株式会社）に勤務していたが、国の記録では、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が 41 年 12 月 27 日になっている。

このことについて、年金記録確認 C 地方第三者委員会（当時）に申立てを行ったが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとの通知を受けた。

私は、昭和 42 年 12 月に D 疾患で入院したときに健康保険証を使った記憶があり、その後に再就職のため 43 年 1 月に E 県 F 市へ転居していることから、申立期間は厚生年金保険の被保険者であったと思うので、もう一度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る申立てについては、i) 同僚に照会した結果、申立人の具体的な退職時期を特定できる回答は得られなかったこと、ii) 申立人の雇用保険の離職年月日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日が合致していること、iii) 当該事業所は、当時の資料を保管しておらず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として既に年金記録確認 C 地方第三者委員会の決定に基づき平成 22 年 8 月 20 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、A 株式会社に勤務していた昭和 42 年 12 月に D 疾患で入院し、そのときに健康保険証を使ったので間違いなく申立期間に同社に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人は入院した医療機関を覚えておらず、申立人の主張を裏付ける証言及び関連資料等を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間にA株式会社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、所在を確認できない者及び死亡した者を除く32人に照会したところ、25人から回答があったが、申立人がD疾患で入院したことを覚えている者はいなかった。

さらに、上記回答があった者のうち、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者16人全員が、申立人を覚えていないと回答している。

加えて、申立期間当時、タイムカードを管理していた同僚及びG業務をしていたとする同僚のいずれも、申立人について記憶が無いと証言している。

また、申立人は、H株式会社に就職するために昭和43年1月にE県F市に転居したとしているところ、申立人の戸籍の附票によれば、申立人は同市に42年1月に転居したことが確認できる。

さらに、B株式会社から提出された申立人に係る労働者名簿には、昭和41年12月26日退職と記載されており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された被保険者資格喪失日と符合する。

以上のことから、今回の申立人の主張は、年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに、年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3413

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 25 日

申立期間に支給された賞与について、事業主が当該賞与支払届を、国の厚生年金保険料徴収権の時効成立後の平成 24 年 12 月 25 日に提出したため、年金記録に反映されていないので、年金記録に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された申立人に係る平成 20 年 7 月分の諸給与支払内訳明細書によると、申立人は、申立期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、事業主は、申立期間に係る賞与支払届は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 12 月 25 日に提出したとしていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、申立人は、同社において申立期間に係る社会保険事務を自ら担当していたとしている。

また、事業主は、当該事務について、申立人以外に担当する取締役は存在せず、申立人は、社会保険労務士及び社会保険事務所（当時）の助言等

を受け、責任を持って業務を行っていた旨回答している上、申立人は、有限会社Aの顧問社会保険労務士に賞与支払届の作成等を依頼する際に、申立人自身が会社印を押した当該届出用紙を渡していたとしていることなどから、同社における当該事務の責任者であったと認められる申立人が、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態ではなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録について、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。